

## 山口地方・家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

- 1 日時 平成29年2月20日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 山口地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 山口地方・家庭裁判所委員会委員長  
小西義博
  - (2) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）  
小島裕美，小野寺雅子，木村繁明，桑原直子，兒玉達哉，小松武士，  
中山修身，松村和明
  - (3) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）  
大田紀子，酒井博史，寺田徹郎，中田克之，服部恭弥，廣田智子，  
山口正之，山田貴之
  - (4) ゲストスピーカー  
山口家庭裁判所調停委員 保井卓
  - (5) 説明者及び報告者  
山口地方裁判所刑事首席書記官 岡田隆正  
山口地方裁判所事務局総務課長 古川広三  
山口家庭裁判所事務局総務課長 坂東正樹  
山口家庭裁判所事務局会計課長 大田茂
  - (6) オブザーバー
    - ア 山口地方裁判所  
藤井事務局長，吉富事務局次長，加藤民事首席書記官
    - イ 山口家庭裁判所  
飯富事務局長，兒玉事務局次長，山口首席家庭裁判所調査官，  
有馬首席書記官

#### 4 議事の概要

- (1) 委員長挨拶
- (2) 新任委員自己紹介（大田委員，服部委員）
- (3) ゲストスピーカー紹介
- (4) 報告「第27回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」（古川総務課長）
- (5) 報告「第24回山口家庭裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」（坂東総務課長）
- (6) 議題「山口地方・家庭裁判所における要配慮者に対する合理的な配慮について」
  - ア 調停委員から見た裁判所について（裁判所に対する意見や要望等）（保井調停委員）
  - イ 裁判所施設見学（要配慮者のための庁舎施設整備等）（大田会計課長）
  - ウ 基調説明（裁判員裁判関係で整備されている障害者対応機器について）（岡田刑事首席書記官）
  - エ 意見交換1（裁判所の施設面について）  
意見交換の要旨は別紙1のとおり
  - オ 基調説明（裁判所で行っている要配慮者に対する人的対応について）（古川総務課長）
  - カ 意見交換2（裁判所の施設面を踏まえた合理的な人的配慮について）  
意見交換の要旨は別紙2のとおり
- (7) 次回の意見交換のテーマについて
  - ア 山口地方裁判所委員会  
「簡易裁判所民事手続の利用促進について」をテーマに意見交換を行うこととなった。

イ 山口家庭裁判所委員会

「少年事件の現状－社会資源の活用－」をテーマに意見交換を行うこととなった。

(8) 次回開催日の決定

ア 山口地方裁判所委員会

平成29年7月14日(金)午後2時

イ 山口家庭裁判所委員会

平成29年10月19日(木)午後2時

(別紙1)

### 「裁判所の施設面について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，□裁判所)

- ◎ 裁判所における要配慮者のための施設整備について、御意見や感想を伺いたい。また、各委員の所属機関における要配慮者のための施設整備について紹介していただきたい。
- 私が所属する機関は、昨年4月に県庁内に事務所が移転した。旧事務所は車椅子用スロープや二階に上がるための移動式の椅子が設置されていたが、県庁内はバリアフリーである。ただし、私どもの事務所は、建物の構造上、自動ドアにすることができないため、入り口に呼び鈴を設置し、来所者に呼び鈴を押してもらい、職員が迎えに行くという態勢を取っている。しかし、4月以降に呼び鈴を押した来所者はいない。裁判所は様々な設備を備えられているが、私どもは筆談で対応したり、必要な電話番号を点字テプラで打ったものを用意して渡すようにしたりしている。裁判所のような設備がないので羨ましく思う。
- 庁舎のバリアフリー化を進めており、平成11年からエレベーターや多目的トイレを設置し、スロープも二か所設置した。障害を持つ方が来所されることが多い部署では、点字ブロックや自動ドアを設置しており、庁舎改築に合わせて、車椅子のまま使用できるローカウンター等の準備を進めている。また、筆談ボードに加えて、タブレット端末の整備も検討しており、平成29年度の予算で、車椅子等利用者用駐車場を屋根付きのものに改修する予定である。本日の施設見学の中で、法廷で見せていただいた簡易移設型補聴システムは、ぜひ、整備したいと思った。
- 視覚及び聴覚障害の対応機器を見せていただいたが、山口地裁の裁判員裁判において、配慮を要する方が裁判員に選任された例はあるか。また、裁判員に選任された方の中には、裁判所にどのような設備があるかを知らないために、対応できるかどうか分らず、裁判所に行けないと決めてしまう人もいるので

はないかと思うが，対応機器の周知の程度を教えてください。

- 山口地裁の裁判員裁判では，配慮を要する方が裁判員等に選任された例はない。対応機器の周知まではしていないが，裁判員候補者に選ばれた方に送付する質問票の中でサポートの要否や程度を聴取しており，その情報を基に職員が連絡を取るなどして，その方に合ったサポートをさせていただくという態勢を取っている。
- 車椅子等利用者用駐車場は，正面玄関南側のスロープ近くにか所，正面玄関北側にか所，また，別の場所にもうか所設置されているが，なぜ，スロープに近い南側に二か所設置されていないのか。
- 正面玄関南側のスロープが設置される前から正面玄関北側の車椅子等利用者用駐車場は設置されていた。正面玄関北側の車椅子等利用者用駐車場の近くにもスロープが設置された出入口があるが，この出入口は，現在は，特定の日にか利用できないため積極的には案内しておらず，正面玄関を案内している。正面玄関北側の車椅子等利用者用駐車場が正面玄関南側のスロープまで遠いままとなっていることは，裁判所としても改修，改善すべき課題の一つであると考えている。
- 車椅子等利用者用駐車場とスロープをセットで考えると，正面玄関南側に二か所設置されている方がよいのではないか。設置の手間も，ペンキを塗る程度で，さほどないように思う。
- 御意見を踏まえて，改善に向けて検討したい。
- 聴覚に障害を持つ方の中でも，完全に聴力を失った方にとっては，助聴機や補聴器よりも手話通訳の方が使い勝手がよいが，実際の法廷で手話通訳が付く場合は，どのような形態を考えておられるのか。
- 裁判員裁判で，裁判員の方に手話通訳が必要な場合は，国費で手話通訳関係の契約をし，通訳人に来てもらうという態勢が取られている。山口地裁の裁判員裁判では手話通訳人の実績はないが，全国的な実情としては，二，三人の通訳

人が10分から15分交代で通訳をすると聞いている。

- 通訳人は、通訳を必要とする方の隣に立つのが一般的であると思うが、裁判員裁判ではどの位置に立つのか。
- 法壇上の裁判員から見える位置に立つことになると思う。証人等、裁判員以外の場合は、通訳人は、通訳を必要とする方に最も伝わりやすい位置で通訳をしてもらうことになると思う。場合に応じて個別に判断することになる。
- ◎ 通訳人の立ち位置は、裁判員裁判以外の刑事裁判や、民事裁判においても同様に、個別に判断することになる。見学していただいたとおり、裁判所は、予算の関係もあり、段差やドア等の問題が解消できていないのが現状であるが、学校関係においてはどうか。
- 当校は、大規模な改修工事を行っているところではあるが、エレベーターもなく、今はバリアフリーには程遠い。数年前に、入学後に交通事故で車椅子生活になった学生がいたが、友人や教員の全面的な協力により、少し時間はかかったが、卒業できた。学生の中には、在学中にけがをするなどして、短期的に松葉杖や車椅子を利用することになる者もしばしばいるが、施設面が整っていないことは、学生も教員も日々実感している。今日は裁判所を短時間見学しただけであったので、使いづらいなどと感じた所はなかったが、健常者が使いづらいと、障害を持つ方にとってはさらにハードルが高く、反対に、障害を持つ方にとってバリアフリーであれば、健常者はさらに使いやすいという視点が大切だということを改めて感じた。
- 当校は、建物が古く、新校舎に移転しているところであるが、現在の校舎はエレベーターが設置されていない建物があったり、段差が多かったりなど、施設整備が十分でない。ある学部で車椅子を利用しなければならない学生がいたときに、一部の学部では、エレベーターや自動ドアを設置したり、スロープを付けたりして対応はしたが、移転後の校舎に期待するという事になっている。施設面での対応が難しい部分は人の力で補っている。



(別紙2)

**「裁判所の施設面を踏まえた合理的な人的配慮について」  
に関する意見交換の要旨**

(発言者：◎委員長，○委員，△ゲストスピーカー，□裁判所)

- ◎ 合理的な人的配慮は個別具体的な話になる場合が多く，場面ごとの対応の工夫が求められる。障害を持つ方にとって何が必要であるかは，その方の意見を聞きながらでなければ分からず，そういう点で工夫や配慮が必要となる。また，裁判所では，理解不足解消のために研修を取り入れている。先ほど，各委員の所属機関において，施設面で対応できない部分は人の力で対応しているというお話があったが，各委員の所属機関において，人的配慮に関して工夫されている点等があれば，それも含めて，裁判所における合理的な人的配慮について御意見を伺いたい。
- 弁護士会は，日弁連から，ガイドラインを作成するための指針が示されている。一つは，弁護士会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領モデル案であり，もう一つは，個々の弁護士に対しての指針である，弁護士等の職務における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針モデル案である。山口県弁護士会では，高齢者・障害者権利擁護センター委員において，山口県弁護士会の実情に応じたガイドラインの作成に当たっている。ただし，施設面は予算の関係があるので，主に人的配慮を内容としたガイドラインである。そのガイドラインにおける合理的配慮の具体例として，車椅子等利用者用駐車場をそれ以外の人が使えないよう注意を促す，段差がある場合に車椅子等利用者のためにキャスター上げ等の補助をする，携帯用スロープを用意する，目的場所までの案内の際は障害を持つ方の歩行速度に合わせる，書類を押さえることが困難な方については職員が書類を押さえたりバインダー等の固定器具を提供したりする等，細かいところまで示されている。裁判所では

このようなガイドライン作成を目指されているのか。それとも、既に作成されているのか。

- 裁判所のガイドラインは作成されているが、全国各庁の庁舎の構造に差異があるため、それを人の力で補っている。
- ◎ 各所属機関で、窓口業務において工夫している点や困っている点等はあるか。また、裁判所でどのように対応しているか等の質問はあるか。
- 聴覚に障害を持つ方が来られた場合のために、手話ができる職員が庁内には数名おり、その職員に対応をお願いしている。また、その職員を講師とした勉強会を週に一度実施している。専門的な内容が全て手話でできるとは考えていないが、せめて受付だけでも温かく迎えようという気持ちで勉強会を実施している。勉強会を実施しても、実際に対応するのは、専門的な内容でなく、一般的な内容であっても難しいと実感している。また、聴覚に障害を持つ方が全員手話ができるとは限らず、中途失聴の方は手話ができない方が多いので、その場合は筆談となると思う。
- 聴覚に障害を持つ方の特性を理解することが大切である。例えば、お酒は飲めますかという問いに対し飲みませんと答えた場合の「お酒」という単語が、広い意味であるのか、お酒は飲まないがビールは飲むというような狭い意味であるのか等、手話に齟齬があったり、通じないと面倒になって、すべて頷いて肯定してしまったりというような傾向がある。そのような特性にも配慮があると、よりよいと思う。山口県で取り組んでいる「あいサポート運動」というものがあり、それぞれの障害を持つ方の特性等について分かりやすく説明する講師を無料で派遣されているので、そのようなものを研修で利用してはどうか。
- 研修も大切であるが、障害を持つ方の特性を理解するためには、実際に経験するしかないと思う。実践し、慣れることが一番大切であり、そうすれば理解し合えると思う。
- 裁判所の正面玄関から入り、点字ブロックをたどって受付に行っても誰もいな

いので、せっかく受付にたどり着いても聞く人がおらず立ち往生してしまう。  
受付に人が配置されている時間は決まっているのか。

- 庁舎内外の巡回も業務としてあるため、それ以外の時間に受付にいることになるが、現在は、諸事情により担当者が不在となっている。その点は申し訳ないと思っている。
- ◎ 裁判所は様々なサポート器具を整備しているが、使用の実例はなく、どのような設備があるのかを周知した方がよいのではないかという御意見があったが、その点についてはどうか。
- このようなすばらしい設備が裁判所にあることを知らなかった。裁判所見学で、設備の紹介に特化した広報を実施してはどうか。設備自体について知ることができ、我が社でも使えるのではないかと思われる人がいるかもしれないし、裁判所はこんなに頑張っているのか等の認識を持ってもらえるかもしれない。今日の委員会で、簡易移設型補聴システムのようなすばらしい設備があることを知ることができ、本当によかった。もっと広報をすることが必要ではないか。
- 以前、90歳の弁護士が、ガラスが透けていたために、正面玄関の自動ドアにぶつかってけがをしたことがあった。ドアに人が近づくとセンサー等で音が鳴るようにするとよいのではないか。また、障害と高齢の重複や障害の重複が最も難しい問題だと言われている。裁判所も、特に家裁は来庁者が多いので、殊に障害と高齢が重複した利用者については、別の視点で捉えることができれば更に良くなるのではないかと思った。
- ◎ 裁判所としては、障害を理由に調停や裁判を控えるという事態がないようにしたい。その解消のために、利用しやすさやバリアフリー化をこれからも進めていきたい。
- △ 障害者の立場から申し上げると、施設面の改良が一番である。人の手を借りずに自分のペースでできることが理想的であるが、それがすべてできるわけではないので、その点は人の力を借りることになる。裁判所は、何度か来庁すれば、

造りのすばらしさや様々な配慮がされていることが分かるが、裁判所は初めて来る方が大半だと思うので、人の手を借りたいときにどうすればいいのか戸惑う方もいるのではないかと思う。書記官室が分かれているのでどこに行けばよいか分からない方もいるし、そもそも玄関から入ることができない方もいる。そういう時にどうすればよいかということの周知が必要であり、広報の方法をもっと考えるべきである。知っていれば裁判所に行ったのに、知らなかったから裁判所に行かなかったという人がいると思う。

以 上